

アジア・ヘルスケア株式ファンド

追加型投信／海外／株式



- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社>[ファンドの運用の指図を行なう者]

日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号
ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>
コールセンター 電話番号 0120-25-1404 (午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。)

<受託会社>[ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

三井住友信託銀行株式会社(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「アジア・ヘルスケア株式ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2014年11月28日に関東財務局長に提出しており、2014年12月14日にその効力が発生しております。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年2回	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<委託会社の情報>

委 託 会 社 名	日興アセットマネジメント株式会社
設 立 年 月 日	1959年12月1日
資 本 金	173億6,304万円
運用する投資信託財産の 合 計 純 資 産 総 額	11兆8,474億円
	(2015年6月末現在)

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主として、日本を除くアジアの金融商品取引所に上場されている医療関連企業の株式(これに準ずるものを含みます。)を投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

ファンドの特色

1

中長期的に高い成長が見込まれる、アジア(日本を除く)のヘルスケア関連株式など*を主要投資対象とします。

- アジアの医療関連企業が発行する株式(ヘルスケア関連株式)などへの投資を通じて、アジアの医療分野の中長期的な成長を捉えることをめざします。
- 原則として、為替ヘッジは行なわず、アジア通貨の中長期的な上昇を捉えることをめざします。

*DR(預託証券)などを含みます。

2

医薬品メーカーに限らず、医療用機器やバイオテクノロジー、医療施設などの幅広い分野の企業を投資対象とします。

- 域内各国で異なる、ヘルスケア関連セクターを取り巻く環境を踏まえ、大企業から中堅企業、ベンチャー企業まで、幅広いユニバースから銘柄を選択します。

3

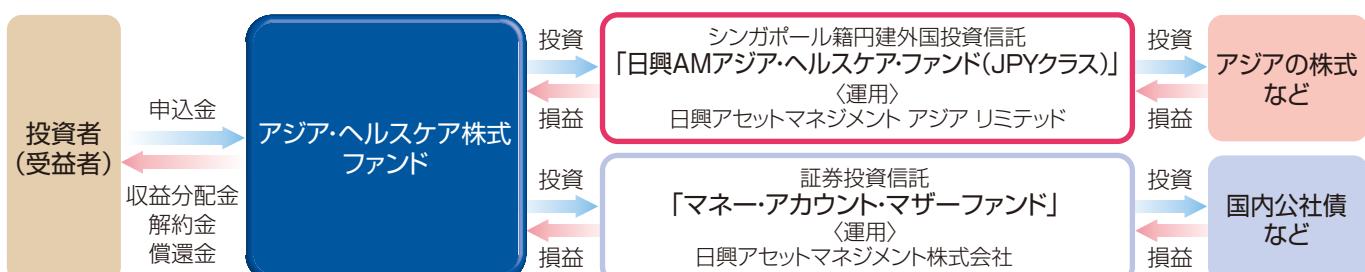
日興アセットマネジメント アジア リミテッドが実質的な運用を行ないます。

- アジアにおいて約30年の株式運用実績がある、日興アセットマネジメント アジア リミテッド(NAM アジア)が組入銘柄を厳選します。

市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



※上記の他、約款で別に定める投資信託証券に投資する場合があります。

〈主な投資制限〉 ● 投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

● 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

〈分配方針〉 ● 毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

急速な成長が見込まれるアジアの医療分野

- アジアでは、巨大な人口と急速に進む高齢化、国民の生活水準の向上、経済発展に伴なう医療インフラの改善などを背景に、医療分野における幅広い需要の拡大と関連企業の中長期的な成長が見込まれます。
- なお、ヘルスケアセクターは、人々が生活を営む上で欠かせない分野であることから、短期的な景気動向に左右されにくくとされています。

高い経済成長を続けるアジアでは、ヘルスケア企業への注目が高まる

1 世界の半数を超える人口の医療ニーズの存在

アジアが擁する巨大な人口のみならず、最近では高齢化の進展もあり、**膨大な医療需要が存在します。**

2 生活水準の向上とともに高まる健康意識

生活水準の向上に伴なう生活習慣病の増加や健康意識の高まりなどにより、**医療需要の増大が見込まれます。**

3 医療インフラの普及などによる医療機会の拡大

医療環境の整備余地が大きいアジアでは、医療インフラの普及などにより、**医療機会の拡大が見込まれます。**

医療関連需要の拡大

成長期待が高まるアジアのヘルスケア企業

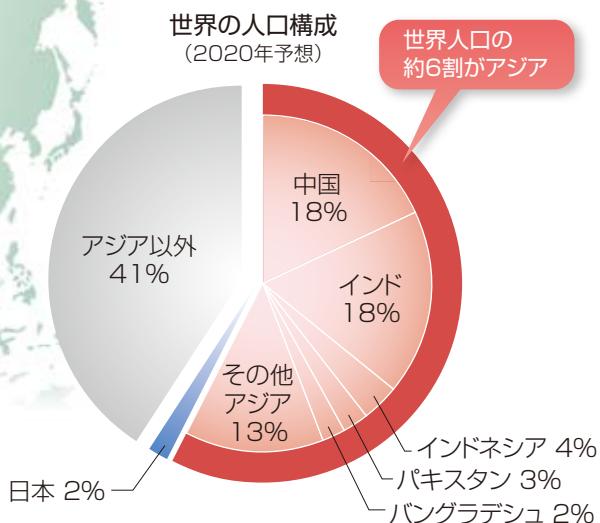
アジア・ヘルスケアの投資魅力①

世界の半数を超える人口の医療ニーズの存在

- 世界の人口の約6割を占めるアジアは、豊富な労働人口を原動力として高い経済成長を続けています。
- 一方、平均寿命の伸びなどを背景に、今後、急速な高齢化の進展が見込まれています。これに伴ない、アジアでは医薬品や医療サービスへの需要拡大が進むとみられています。

アジアの巨大な人口と急速に進む高齢化

世界の人口構成
(2020年予想)



世界人口の約6割がアジア

アジアが抱える問題

膨大な医療需要



急速に進む高齢化



※上記は四捨五入の関係で合計が100%とならないことがあります。

出所：国連「World Population Prospects: The 2015 Revision」

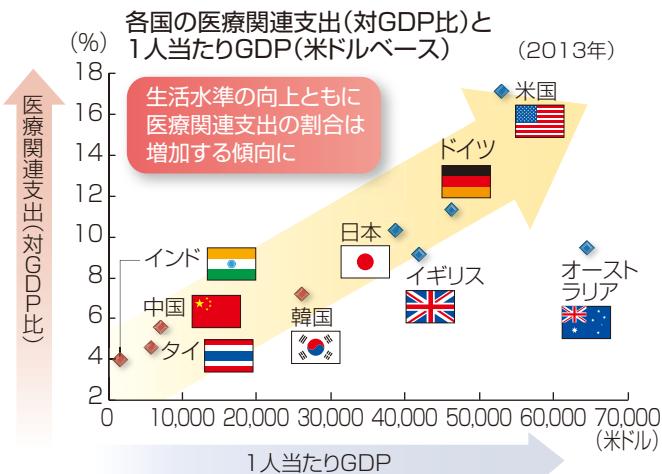
※上記グラフ・データは予想であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

アジア・ヘルスケアの投資魅力②

生活水準の向上とともに高まる健康意識

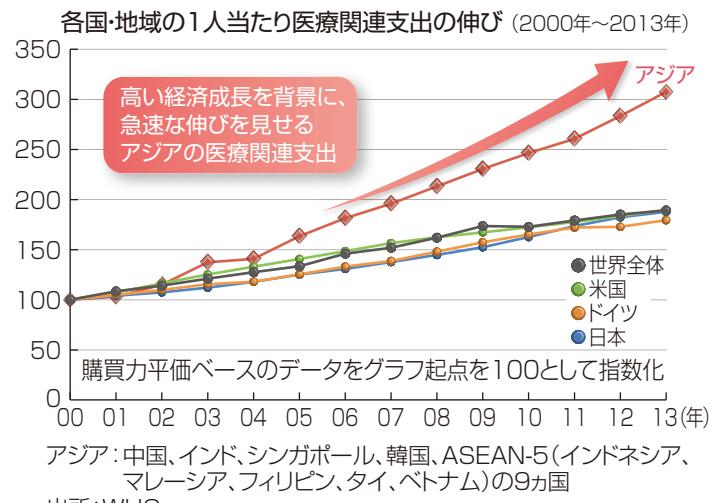
- 1人当たりGDPが高くなると、対GDP比での医療関連支出の割合は増える傾向にあります。
- アジアの医療関連支出(対GDP比)は、先進国と比べて低い水準にありますが、今後、急速な経済成長を背景とした生活水準の向上などに伴なって、医療関連支出は拡大ペースを強めると考えられます。

急速な伸びが見込まれるアジアの医療関連支出



出所: WHO, IMF「World Economic Outlook, April 2015」

※上記グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。



出所: WHO

アジア・ヘルスケアの投資魅力③

医療インフラの普及などによる医療機会の拡大

- 増加を続けるアジアの人口に対して医療体制が追いついていない状況にあることは、医療関連企業にとって、大きなビジネスチャンスと考えられます。
- また、アジアでは、複雑な規制や法制度に加え、各国ごとに異なる文化、慣習、言語など独自色の強さが海外企業にとって参入障壁につながっています。このようななか、アジアの医療関連企業においては、各国事情に精通していることが強みのひとつと考えられます。

医療インフラの普及などによって、さらなる拡大が見込まれるアジアの医療機会



●写真はイメージです。

*医療サービスを受けることを目的とした旅行

運用プロセス

- 当ファンドの実質的な運用を担当する日興アセットマネジメント アジア リミテッドの運用プロセスは、以下の通りです。



※ 上記は2014年9月末現在の運用プロセスであり、将来変更となる場合があります。
※ 市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

日興アセットマネジメント アジア リミテッドについて

- 日興アセットマネジメント(日興AM)グループの一員である、日興アセットマネジメント アジア リミテッド(NAM アジア)は、アジアにおいて約30年の運用実績があります。
- アジア金融市场の中心地であるシンガポールを拠点として、各国中央銀行、政府系企業、年金基金、金融機関などの多様な顧客の資産運用を行なっています。

会社概要

- 本拠地: シンガポール
- 設立年: 1982年
- 従業員数: 117名
(うち、運用プロフェッショナルは31名)
- 運用資産残高*: 約66億米ドル
(約7,200億円**)

* 運用資産残高には助言は含まれません。
** 換算レート: 1米ドル=109.45円
(2014年9月末時点)

長年の経験と実績をもつ株式運用チーム

- NAM アジアの株式運用部門は、9名のポートフォリオマネージャーおよび5名のアナリストを抱えています。
- 中華圏、インド、東南アジア、オセアニアなどの株式やREITを投資対象とした運用を行なっています。

アジアの株式投資について

経済状況や企業特性が多様性に富んだアジアにおいて良好な投資成果をあげるために、個別企業の綿密な調査に加え、当該地域に影響を与える内外の様々な要因に対する正しい認識などが重要と考えています。

「日興アセットマネジメント アジア リミテッド」は、「日興アセットマネジメント シンガポール リミテッド」とDBS銀行傘下の「DBSアセットマネジメント リミテッド」の統合により誕生しました。(2014年9月末現在)

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴なっています。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただか必要があります。

基準価額の変動要因

投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- ・株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・新興国の株式は、先進国の株式に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。
- ・公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・新興国の株式は、先進国の株式に比べて市場規模や取引量が少ないとため、流動性リスクが高まる場合があります。

信用リスク

- ・投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト(債務不履行)や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- ・公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

為替変動リスク

- ・外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

カントリー・リスク

- ・投資対象国における非常事態など(金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデーターや重大な政治体制の変更、戦争など)を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- ・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。
- ・新興国においては、先進国と比較して、証券の決済・保管などにかかる制度やインフラストラクチャーが未発達であったり、証券の売買を行なう当該国の仲介業者などの固有の事由または政府当局による規制などにより、決済の遅延・不能などが発生する可能性もあります。これらの要因は、ファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 分配金は、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した運用収益を超えて支払われる場合があります。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。

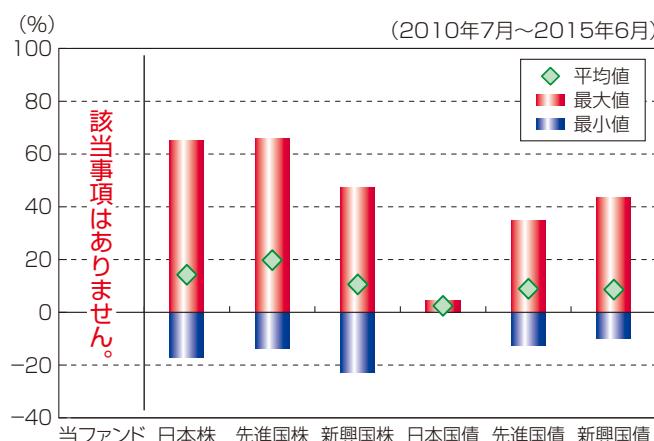
リスクの管理体制

- 運用状況の評価・分析および運用リスク管理、ならびに法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
- 上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※上記体制は2015年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	—	14.2%	19.7%	10.6%	2.4%	8.9%	8.6%
最大値	—	65.0%	65.7%	47.4%	4.5%	34.9%	43.7%
最小値	—	-17.0%	-13.6%	-22.8%	0.4%	-12.7%	-10.1%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2010年7月から2015年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ただし、当ファンドは直近1年間の騰落率がないため、表示しておりません。

<各資産クラスの指数>

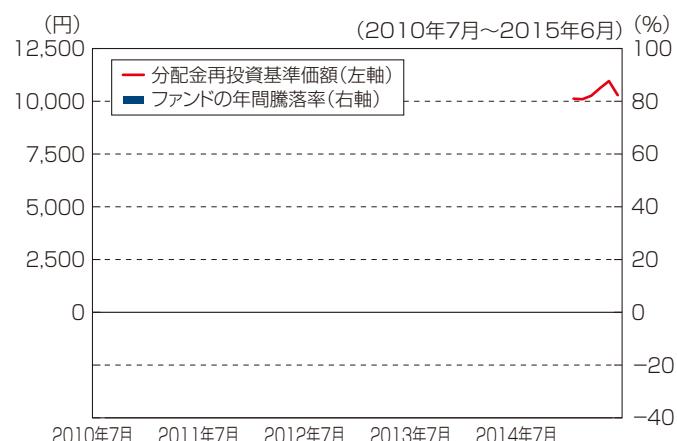
日本株 …… 東証株価指数(TOPIX、配当込)

先進国株 …… MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込、円ベース)

新興国株 …… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2015年1月末の基準価額を起点として指数化しています。

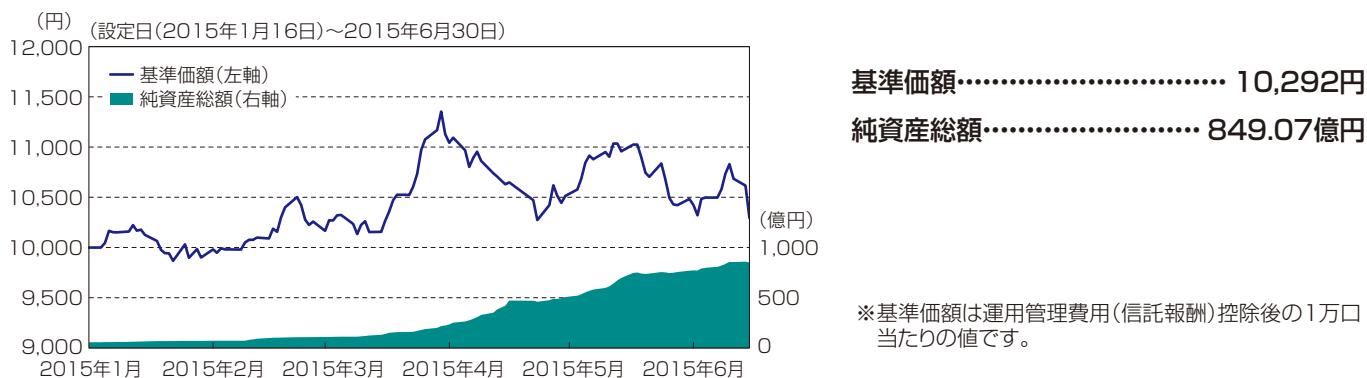
※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

日本国債 …… NORMURA-ボンドパフォーマンス・インデックス国債

先進国債 …… シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債 …… JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ヘッジなし、円ベース)

基準価額・純資産の推移



分配の推移(税引前、1万口当たり)

2015年6月	設定来累計
0円	0円

主要な資産の状況

<資産構成比率>

資産	比率
日興AMアジア・ヘルスケア・ファンド(JPYクラス)	97.9%
マネー・アカウント・マザーファンド	0.1%

※当ファンドの純資産総額比です。

日興AMアジア・ヘルスケア・ファンド(JPYクラス)のポートフォリオの内容

<組入上位5カ国>

	国名	比率
1	中国・香港	44.1%
2	インド	36.0%
3	タイ	4.6%
4	マレーシア	3.8%
5	台湾	3.4%

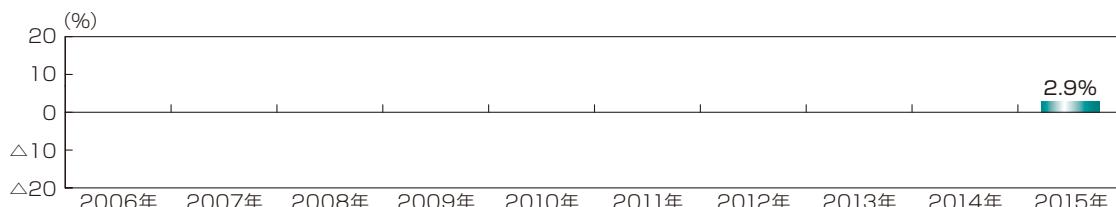
<組入上位10銘柄>(銘柄数:40銘柄)

	銘柄	国名	業種	比率
1	SINOPHARM GROUP CO., LTD.	中国・香港	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケアサービス	8.9%
2	SUN PHARMACEUTICAL INDUSTRIES LTD.	インド	医薬品	7.3%
3	CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LTD.	中国・香港	医薬品	6.8%
4	LUPIN LTD.	インド	医薬品	6.8%
5	CHINA MEDICAL SYSTEM HOLDING LTD.	中国・香港	医薬品	5.7%
6	CIPLA LTD.	インド	医薬品	5.4%
7	PHOENIX HEALTHCARE GROUP CO., LTD.	中国・香港	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケアサービス	4.7%
8	DR. REDDYS LABORATORIES LTD.	インド	医薬品	3.9%
9	IHH HEALTHCARE BHD.	マレーシア	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケアサービス	3.8%
10	CHINA TRADITIONAL CHINESE MEDICINE LTD.	中国・香港	医薬品	3.8%

※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。

※日興アセットマネジメント アジア リミテッドより提供された情報です。

年間收益率の推移



※ファンドの年間收益率率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

※2015年は、設定時から2015年6月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
購入の申込期間	2015年1月16日から2016年3月18日まで ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、購入・換金の申込日が下記のいずれかに該当する場合、もしくは、購入・換金の申込日から起算して6営業日目までの期間中に下記のいずれかが2日以上ある場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・シンガポール証券取引所の休業日 ・シンガポールの銀行休業日
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするために、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	2024年12月24日まで(2015年1月16日設定)
繰上償還	次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 ・ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年6月21日、12月21日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年2回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	5,000億円
公告	電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページアドレス http://www.nikkoam.com/ ※なお、やむを得ない事由により公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	年2回(6月、12月)および償還後に交付運用報告書は作成され、知れている受益者に対して交付されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ・公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 ・配当控除の適用はありません。 ・益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入時の基準価額に対し3.24%(税抜3%)以内 ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド	ファンドの日々の純資産総額に対し年率1.134%(税抜1.05%) 運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。 <運用管理費用の配分(年率)>						
		<table border="1"><tr><td>合計</td><td>委託会社</td><td>販売会社</td><td>受託会社</td></tr><tr><td>1.05%</td><td>0.22%</td><td>0.80%</td><td>0.03%</td></tr></table>	合計	委託会社	販売会社	受託会社	1.05%	0.22%
合計	委託会社	販売会社	受託会社					
1.05%	0.22%	0.80%	0.03%					
<table border="1"><tr><td>委託会社</td><td>委託した資金の運用の対価</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td></tr></table>	委託会社	委託した資金の運用の対価	販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価	受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価		
委託会社	委託した資金の運用の対価							
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価							
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価							
※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。								
	投資対象とする 投資信託証券	純資産総額に対し年率0.65%程度						
	実質的な負担	純資産総額に対し年率1.784%(税抜1.7%)程度 ※投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。						
その他の 費用・手数料	諸費用 (目論見書の 作成費用など)	ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額 ①目論見書などの作成および交付に係る費用、②運用報告書の作成および交付に係る費用、③計理およびこれに付随する業務に係る費用(①～③の業務を委託する場合の委託費用を含みます。)、④監査費用などは委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。 ※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。						
	売買委託 手数料など	組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。						

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間100万円(2016年以降、年間120万円)の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2016年4月1日より、未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(ジュニアNISA)が開始され、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となる予定です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2015年9月18日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

nikko am